

政令第三百二十七号

電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電子委任状の普及の促進に関する法律（平成二十九年法律第六十四号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日は、平成三十年一月一日とする。

## 理由

電子委任状の普及の促進に関する法律の施行期日を定める必要があるからである。